



計画編

1. 目標・基本方針68
2. 計画フレーム69
3. 施策の各論70

古殿町 復興・防災まちづくり事業計画

1. 目標・基本方針

- ・ I 編「4.課題の整理」を踏まえ、課題解決に向けた復興・防災まちづくりの考え方を整理し、その目標と基本方針を下記のとおり設定した。“

復興・防災まちづくりの目標

誰もが安心して暮らせる 「心のふるさと・ふるどの」の実現

復興・防災まちづくりの基本方針

I より災害に強いふるさと生活基盤づくり

- ・ より災害に強いまちを実現するには、まち中心部に集約してきた公共施設の防災機能を強化することが重要である。災害時にその機能を果たすには、まち中心部と主要都市を結ぶ幹線道路の交通を確保できるようにしておくことが不可欠である。これらはまちを災害から守るために欠くことのできない根幹的な施設であるため、災害に備えた整備を積極的に推進する。
- ・ まち中心部から距離の離れた周辺集落の避難環境を整えておくことも重要である。斜面に立地している集落がほとんどであるため、土砂災害に重点を置いた避難対策を講じていく。

II 自然を活かしたふるさと産業・生活魅力づくり

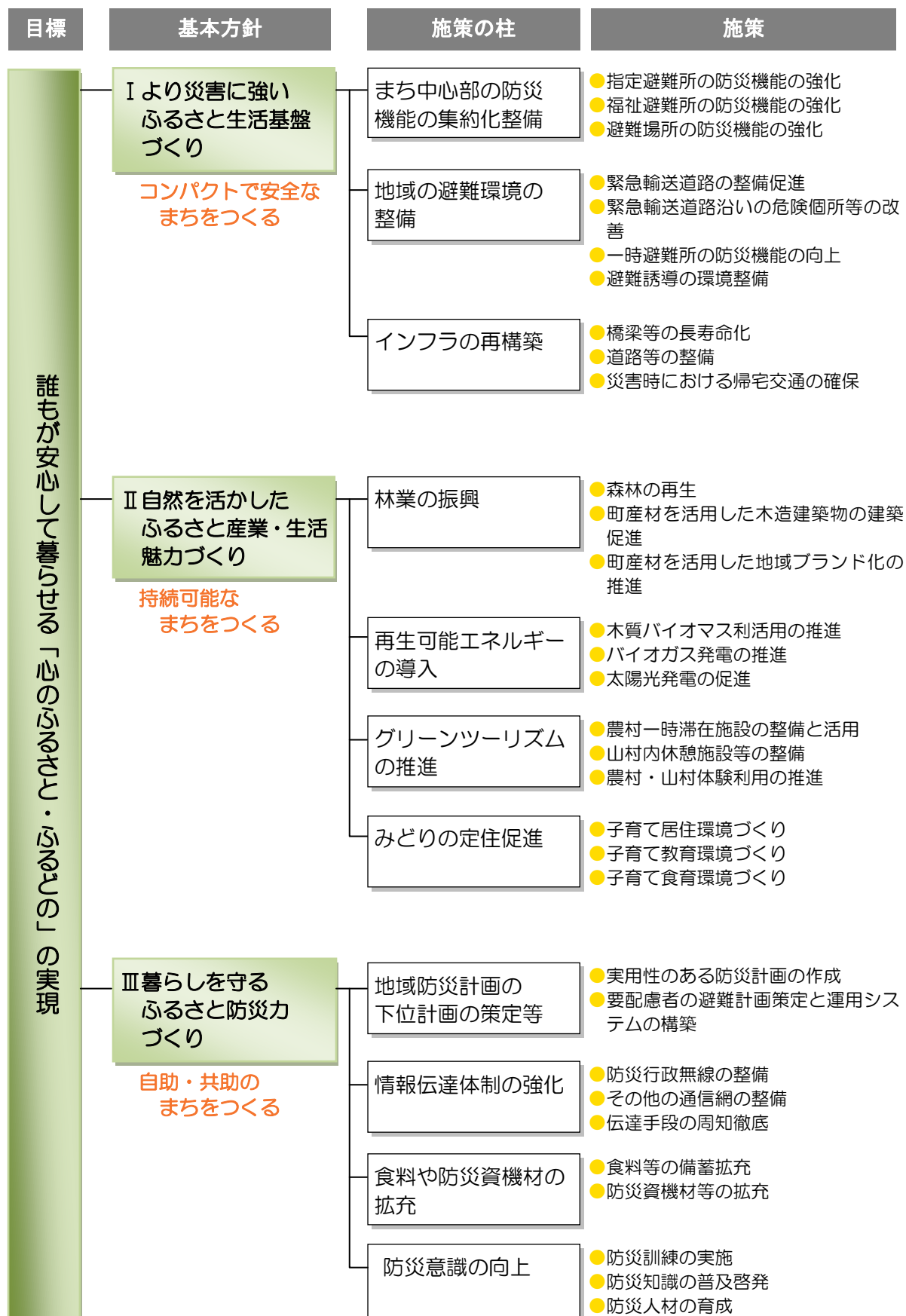
- ・ 深刻な過疎化、今回の震災によるさらなる活力の低下を抑制するためには、産業振興や交流促進により力を入れて取り組んでいくことが必要である。そのため、町の宝である森林や豊かな観光資源を活用し、林業の六次化を見据えた新たな産業の創出、新エネルギーの導入、周遊観光や滞在型観光など新たな産業振興を展開する。
- ・ これらの取り組みを前進させるためには、若い世代の活力が必要不可欠である。そのため、子育て世代など若い人が安心して快適な暮らしを送れる、豊かな自然の恵みを生かした魅力ある生活環境づくりを推進する。

III 暮らしを守るふるさと防災力づくり

- ・ 高齢化が著しい本町にとっては、災害に対する的確かつ迅速な情報伝達や避難誘導、救護活動など、初動期における対策が重要なポイントである。そのため、地域防災計画にもとづく各種避難計画の策定を進めるとともに、情報伝達体制の強化、食料や生活必需品、防災資機材の充実、防災意識の向上など災害予防対策を積極的に推進する。
- ・ 各集落は分散して立地しているため、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の取り組みが本町にはなくてはならない。したがて、どの施策に対しても地域や集落という側面に配慮して取り組んでいく。

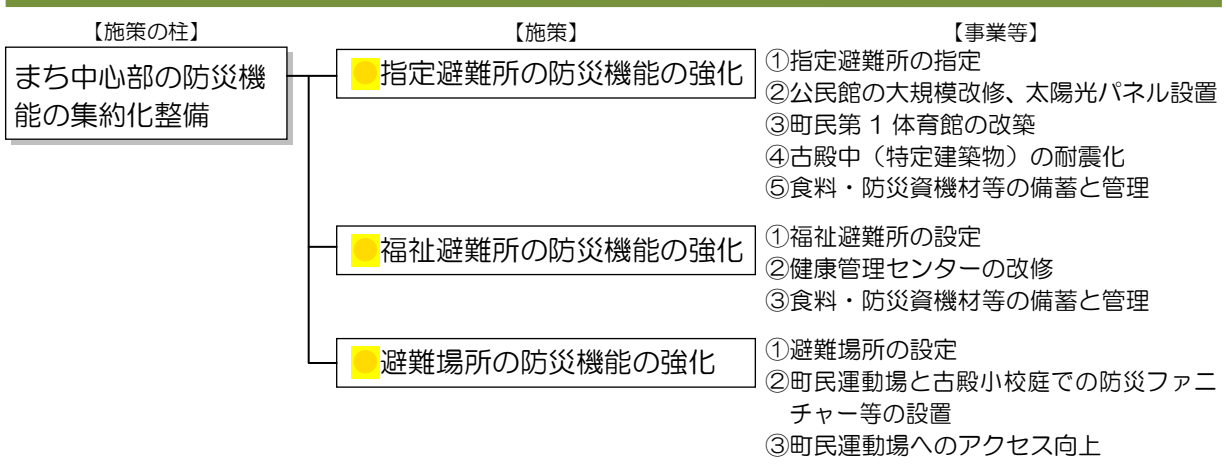
2. 計画フレーム

施策の体系



3. 施策の各論

I より災害に強いふるさと生活基盤づくり



・まち中心部に集約した公共施設を対象に、指定避難所等の指定・設定を行い、耐震化や食料等の備蓄など防災機能を強化する。一定期間滞在するための指定避難所、要配慮者のための福祉避難所、危険から逃れるための避難場所の3種類に分けて施策を推進する。

指定場所の防災機能の強化

- ①まち中心部の公共施設を対象に指定避難所の指定を行う。
- ②避難所の中心的な役割を担う公民館においては、ロビー、図書館、会議室兼宿泊室、給排水施設等の大規模改修を行うとともに、太陽光パネルと蓄電池の設置を行う。
- ③大きな被害を受けた町民第1体育館を改築し、その後指定避難所として再指定する。
- ④建築物の耐震改修の促進に関する法律 第6条に基づく特定建築物のうち、築40年ほど経過している古殿中学校体育館の耐震化を行う。

- ⑤食料や生活必需品、防災資機材の備蓄管理を進める。



被災した町民第1体育館

指定避難所リスト（案）

| 指定避難所 | 築年 | 構造等 |
|--------------|-----|-----------|
| 古殿町公民館 | S57 | S造平屋 |
| 町勤労者体育センター | S61 | RC造平屋 |
| 古殿小学校 | H23 | W造平屋・鉄筋2階 |
| 女性・若者等活動促進施設 | H16 | RC造平屋一部2階 |
| 古殿中学校 | S50 | RC造3階 |



指定避難所等の位置図

●福祉避難所の防災機能の強化

- ①まち中心部の福祉施設を対象に福祉避難所の設定を行う。
- ②健康管理センターにおいては、トイレのバリアフリー改修をはじめ、床暖房、屋根・外壁塗装の改修を行う。
- ③防災倉庫等の保管場所を設置し、要配慮者に必要な食料と生活必需品及び防災資機材の備蓄管理を進める。



福祉避難所の健康管理センター

●避難場所の防災機能の強化

- ①まち中心部の校庭や運動場を対象に避難場所の設定を行う。
- ②町民運動場と古殿小学校校庭においては、防災倉庫、トイレベンチ、かまどベンチ、防災あずま

- や、耐震性貯水槽等の設置を推進する。
- ③高台に位置する町民運動場については、急勾配のアクセス道路の改良やまちなかエレベーターの設置を検討する。



高台に位置する町民運動場



古殿小学校校庭



かまどストーブ



防災あずまや



かまどベンチ

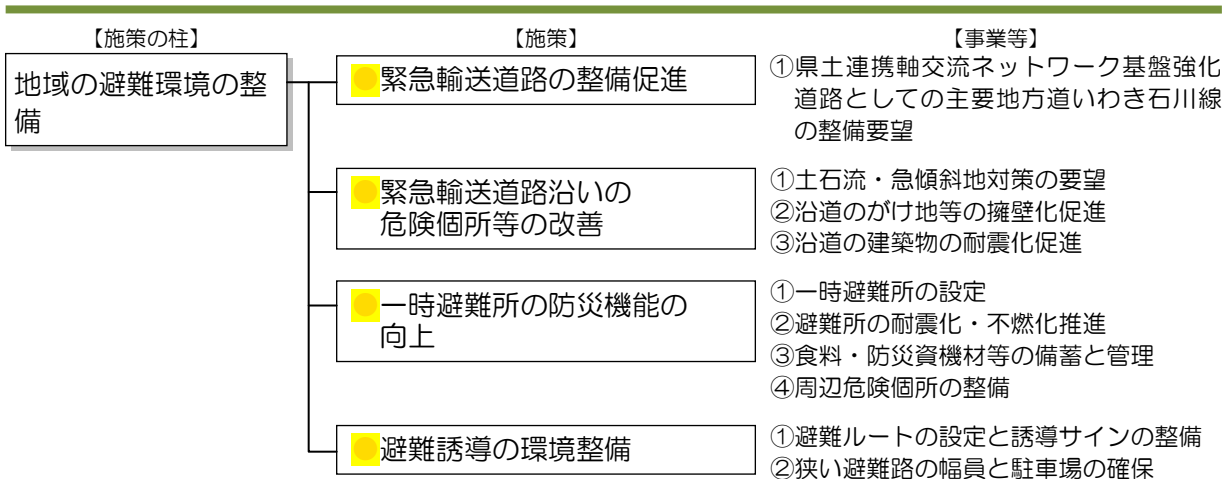


トイレスツール



防災ファニチャーの例
出典：コトブキ・タウンスケープ HP





・まち中心部と周辺地域、主要都市を結ぶ緊急輸送道路の整備促進と沿道の危険箇所の改善を行う。また、周辺地域にある、危険から一時的に逃れるための一時避難所の設定と防災機能の向上、避難誘導のための環境整備を推進する。

指緊急輸送道路の整備促進

① 緊急輸送道路のうち「県土連携軸交流ネットワーク基盤強化道路」に位置付けられている主要地方道いわき石川線は、鎌田（長光地工区）と松川（松川工区）で、急カーブや幅員狭隘区間の改良が平成24年度から進められている。防

災上必要と考えられるその他の箇所について関係機関に整備を要望する。



県土連携軸交流ネットワーク基盤強化道路（緑色）



整備区間位置図



松川工区の現況



長光地工区の現況

出典：福島県HP

●緊急輸送道路沿いの危険箇所等の改善

- ①仙石の土砂災害計画区域、下松川の土石流危険渓流箇所など、緊急輸送道路沿いに危険箇所が集中する場所の対策について、関係機関に要望する。
- ②危険ながけ地の崩壊による被害が想定される沿道の宅地について、町制度を活用した擁壁設置の補助を行う。



国土省 長期優良住宅化リフォーム推進事業

- ③「古殿町耐震改修促進計画」で「重点的に耐震化すべき区域」としている緊急輸送道路沿の木造建築物について、県等の補助制度を活用した耐震診断と耐震改修を促進する。

福島県 木造住宅耐震支援事業の概要：H25年度制度拡充

| | | |
|------|----------------------|--|
| 支援対象 | ・S56.531以前に工事着手した住宅等 | |
| 支援内容 | 耐震診断 補強計画 | ・技術者を派遣 ・必要な補強内容や概算工事費等の情報提供 ・国県町負担：15万円/戸程度 ・所有者負担：数千円程度 |
| | 耐震改修 | ・一般改修 ・階段改修 ・国県町負担：改修費×1/2 ・所有者負担：改修費×1/2 |

古殿町 擁壁設置補助の概要

| | |
|------|---|
| 支援対象 | ・町内で新築・建て替え等を行う土地の所有者又は管理者 |
| 支援内容 | ・工事、設計測量、登記手続き等に要する費用に、対象区分に応じた助成率を乗じた額で、1戸当たり200万円を限度とする ・対象戸数1戸の場合助成率10分の6。 ・対象戸数2～4戸の場合 助成率10分の8 |

●一時避難所の防災機能の向上

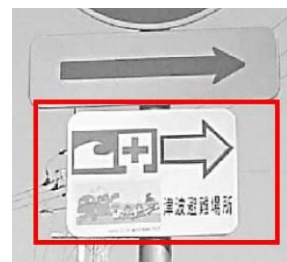
- ①各行政区の集会所等を対象に一時避難所の設定を行う。
- ②各行政区の集会所は、ほぼ全てが木造建築であり、昭和50年代から60年代に建築されたものが多いため、耐震診断や耐震改修、不燃化改修を積極的に推進する。とくに古いものについては建て替えを検討する。
- ③食料や生活必需品、防災資機材の備蓄管理を進める。
- ④急傾斜地に立地する仙石多目的集会センター、鎌田地域農業推進拠点施設、下松川構造改善センター等については、周辺状況の調査を行い、必要に応じて土砂災害対策を講じる。対策が困難な場合は、別の施設の設定を検討する。

一時避難所リスト（案）

| 行政区 | 一時避難施設 | 築年 | 構造等 |
|-----|----------------|-----------------|----------|
| 仙石 | 仙石多目的集会センター | S55 | W造平屋 |
| 鎌田 | 鎌田地域農業推進拠点施設 | H7 | W造平屋 |
| 田口 | 田口集落センター | S60 | W造平屋 |
| 竹貫 | 竹貫集落センター | S60 | W造平屋 |
| 上松川 | 上松川集会センター | S57 | W造平屋 |
| 下松川 | 下松川構造改善センター | S62 | W造平屋 |
| | 滝ノ平集会所 | ● | W造平屋 |
| 大久田 | 大久田多目的集会センター | S55 | W造平屋 |
| | 高房転作促進技術研修センター | S58 | W造平屋 |
| | 上山上 | 上山上婦人・若者等活動促進施設 | H11 |
| 上山上 | 上山上公民館 | ● | W造平屋一部2階 |
| | 馬場平地区伝統文化伝承施設 | ● | W造平屋 |
| 下山上 | 下山上多目的集会センター | S55 | W造平屋 |
| 論田 | 論田生活改善センター | ● | W造平屋 |

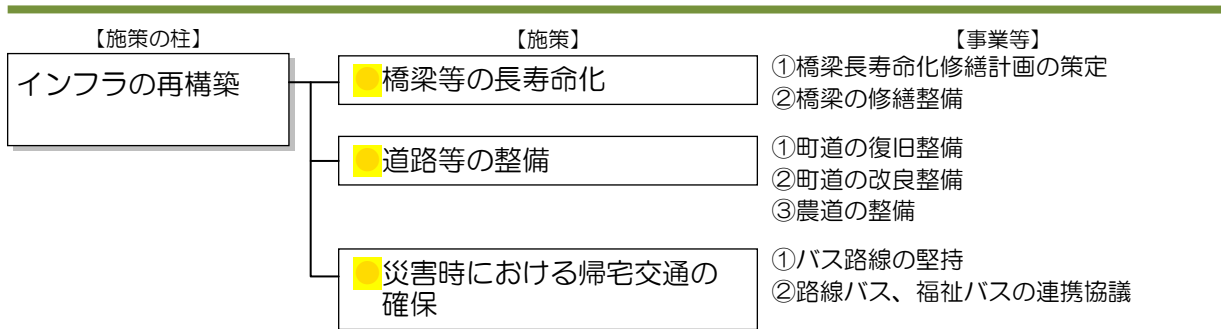
●一避難誘導の環境整備

- ①指定避難所、一時避難所、福祉避難所、避難場所の各施設へ誘導するための避難行ルートを設定し、誘導サインを整備する。地域住民の参加によるルート設定、既存工作物を利用したサインの設置、外国人にも分かりやすい多言語表示、夜間でも見える発光表示など工夫を検討しながら進める。



矢印に蓄光石を利用した例

- ②避難路が狭い場合は幅を検討する。駐車場が狭い場合は、避難者数の想定に応じた用地の確保を検討する。



・ 橋梁の長寿命化、町道の復旧・改良整備、農道の整備など、主に周辺地域におけるインフラの再構築を推進する。また、通院や通学で利用する交通機関が災害時においても機能するように関連企業や団体との連携を図る。

● 橋梁等の長寿命化

- ①平成 21 年に定期点検を行った橋梁について、その結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画を策定する。
- ②「過疎地域自立促進計画」の事業計画で位置付けられた 25 橋については、長寿命化によるコスト削減を目的とした修繕を随時行う。

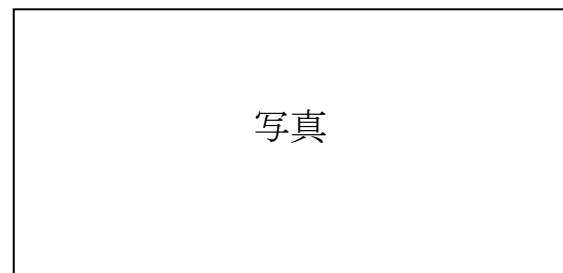


写真

●●橋の現況

● 道路等の整備

- ①平成 25 年の台風で被害を受けた町道 3 路線について復旧整備を行う。
- ②「過疎地域自立促進計画」の事業計画等で位置付けた町道等について、拡幅や舗装などの道路改良を随時行う。
- ③同計画の事業計画等で位置付けた農道について、舗装や水路整備などを随時行う。

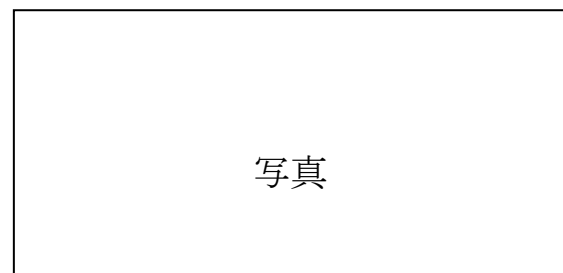


写真

町道●●線の現況

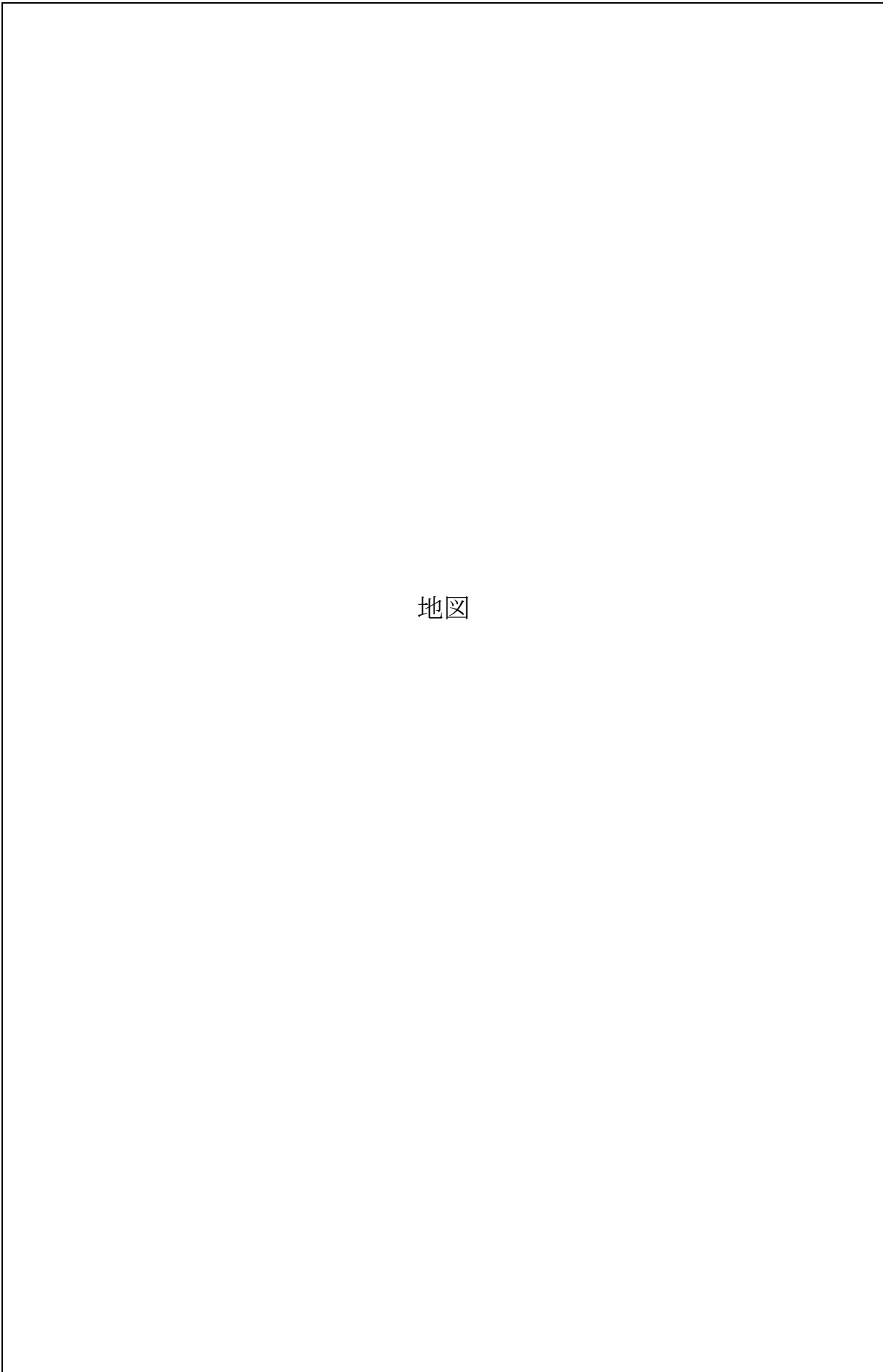
● 災害時における帰宅交通の確保

- ①路線バス会社に対し助成を継続し、通学・通院や日常生活で貴重な公共交通となっているバス路線を堅持する。
- ②災害時において、学校や病院、福祉施設等に通う町民が帰宅できるよう、路線バス会社、社会福祉協議会（福祉バス）、教育委員会（スクールバス）と連携して災害時における運行や連絡の方法等について予め協議し、路線バス、福祉バス、スクールバス。



写真

●●バス



地図

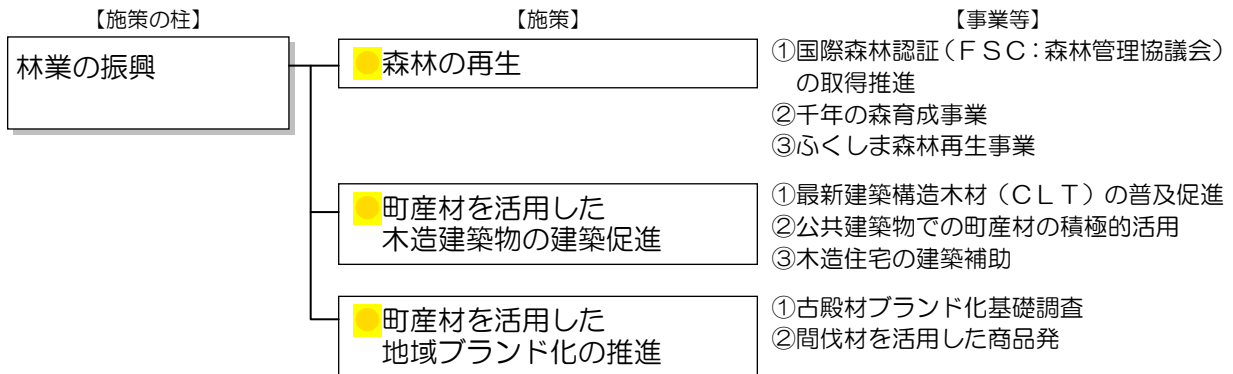
(参考) 過疎地域自立促進計画に位置づけられたインフラ整備リスト

| 分類 | 事業内容 | 規模 | 事業主体 | | | H26年 度事業 |
|----|---|-----------------|------|---|---|-------------|
| | | | 町 | 県 | 他 | |
| 町道 | 田中田湯ノ口線 (改良・舗装) | L=2,000m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 若神子滝線 (改良・舗装) | L=500m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 寺作線 (改良・舗装) | L=300m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 黒長古町線 (改良・舗装) | L=300m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 仁田線 (改良・舗装・橋梁) | L=290m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 馬場線 (改良・舗装・橋梁) | L=150m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 古殿中学校線 (改良・舗装) | L=400m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 竹貫田いわき線 (改良・舗装) | L=1,500m、W=5.0m | ○ | | | ○ |
| | 才竜内石神線 (改良・舗装) | L=1,150m、W=5.0m | ○ | | | ○ |
| | 町道維持管理清掃事業 (法面伐採、側溝清掃) | - | ○ | | | |
| | 大原小学校線 (改良・舗装・橋梁) | L=30m、W=5.0m | ○ | | | ○ |
| | 横川集り線 (舗装) | L=400m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 山上小学校線 (改良・舗装) | L=215m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 横川1号線 (改良・舗装) | L=150m、W=5.0m | ○ | | | |
| | 桑原大作線 (改良舗装・橋りょう改修) | L=60m、W=8.25m | ○ | | | ○ |
| | 大原馬場線 (改良舗装・橋りょう改修) | L=50m、W=3.0m | ○ | | | |
| 橋梁 | 橋梁長寿命化修繕事業 25 橋 | - | ○ | | | △ |
| 林道 | 林内路網 (基幹作業道) 整備事業 | - | ○ | | | |
| 農道 | 県営ふるさと農道緊急整備事業 中ノ町地区 | L=3,200m、W=5.0m | | ○ | | ○ |
| | ふるさと農道緊急整備事業 仙石地区 | L=1,200m、W=5.0m | ○ | | | |
| | ふるさと農道緊急整備事業 鎌田地区 | L=200m、W=5.0m | ○ | | | |
| | ふるさと農道緊急整備事業 田口地区 | L=600m、W=5.0m | ○ | | | |
| | ふるさと農道緊急整備事業 大久田地区 | L=300m、W=5.0m | ○ | | | |
| | ふるさと農道緊急整備事業 山上地区 | L=300m、W=5.0m | ○ | | | ○ |
| | 農道整備事業 (舗装) 叶神湯ノ口線 | L=200m、W=5.0m | ○ | | | |
| 交通 | 疎地域自立促進特別事業 地方路線バス維持対策事業 (福島交通(株)運行4路線) | - | | | ○ | |

■ I より災害に強いふるさと生活基盤づくり 事業配置一覧案

| 施策の柱 | 施策 | 事業等 | H26 事業 |
|----------------------------|--------------------|--|-----------|
| まち中心部の防災機能の集約化整備 | ●指定避難所の防災機能の強化 | ①指定避難所の指定 | |
| | | ②公民館の大規模改修、太陽光パネル設置 | |
| | | ③町民第1体育館の改築 | |
| | | ④古殿中（特定建築物）の耐震化 | |
| | | ⑤食料・防災資機材等の備蓄と管理 | |
| | ●福祉避難所の防災機能の強化 | ①福祉避難所の設定 | |
| | | ②健康管理センターの改修 | ○ |
| | | ③食料・防災資機材等の備蓄と管理 | |
| | ●避難場所の防災機能の強化 | ①避難場所の設定 | |
| ②町民運動場と古殿小校庭での防災ファニチャー等の設置 | | | |
| ③町民運動場へのアクセス向上 | | | |
| 地域の避難環境の整備 | ●緊急輸送道路の整備促進 | ①県土連携軸交流ネットワーク基盤強化道路としての主要地方道いわき石川線の整備要望 | |
| | | | |
| | ●緊急輸送道路沿いの危険箇所等の改善 | ①土石流・急傾斜地対策の要望 | |
| | | ②沿道のがけ地等の擁壁化促進 | |
| | | ③沿道の建築物の耐震化促進 | |
| | ●一時避難所の防災機能の向上 | ①一時避難所の設定 | |
| | | ②避難所の耐震化・不燃化推進 | |
| | | ③食料・防災資機材等の備蓄と管理 | |
| ④周辺危険箇所の整備 | | | |
| ●避難誘導の環境整備 | ①避難ルートの設定と誘導サインの整備 | | |
| | ②狭い避難路の幅員と駐車場の確保 | | |
| インフラの再構築 | ●橋梁等の長寿命化 | ①橋梁長寿命化修繕計画の策定 | |
| | | ②橋梁の修繕整備（古殿橋/八ヶ久保橋/松岩橋） | ○ |
| | ●道路等の整備 | ①町道の復旧整備（松久保鷗巣線/百目鬼犬仏線/越代熊倉線） | ○ |
| | | ②町道の改良整備（竹貫田いわき線/越代熊倉線/大原小学校線/才竜内石神線/浪滝石神線/桑原大作線/下論田線） | ○ |
| | | ③農道の整備（中ノ地区・山上工区舗装/中田論田地区/ふるどの東地区） | ○ |
| | ●災害時における帰宅交通の確保 | ①バス路線の堅持 | ○ |
| | | ②路線バス、福祉バスの連携協議 | |

Ⅱ 自然を活かしたふるさと産業・生活魅力づくり



・森林の適切な管理を継続して進めるとともに、国際森林認証を見据えた木材の地域ブランド化、町産材を活用した新技術の導入、木造建築の建築促進など新たな林業のあり方を模索・研究し、魅力ある林業の振興を図る。

森林の再生

①国際的な森林認証（FSC：森林管理協議会）の取得を目指し、「環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかない、経済的にも持続可能な」森林管理を推進する。そのため、森林所有者や森林組合、製材業、建設業、環境団体、町民と連携し「古殿町林業活性化プラン」とFSC10原則を踏まえた森林整備の推進と町産材の製造・販売の促進を行う。



責任ある森林管理のマーク



町内の森林で間伐の様子

- ①法律や国際的な取り決めや、FSCの原則を守っている
- ②森を所有する権利や利用する権利が明確になっている
- ③昔から森に暮らす人々（先住民）の店頭の権利を尊重している
- ④森の周辺で生活する人や森で働く人に十分な配慮をしている
- ⑤豊かな収穫があり様々な利用がなされ地域からも愛され利用される森である
- ⑥多くの生物が住む豊かな森である
- ⑦調査した情報を基に計画を作り、きちんと実行している
- ⑧適切に森を管理しているかどうかを定期的にチェックしている
- ⑨保護すべき貴重な森を守り育てている
- ⑩植林により仁剛的な森を作る時は十

FSC 10原則



FSC 認証の概要

出典：山梨県 HP

②平成13年から進めている「千年の森林育成事業」を継続し、木材等を生産するとともに森林を適切に整備し、長伐期施業を実施する。また、必要に応じて複層林施業も実施する。平成26年度は、保育造林(23ha)、間伐(100ha)、搬送支援(6600 m³)、小径木搬出(2000本)、作業路開設(2.53km)、林地残材搬出(300t)、広葉樹

苗木助成を行う。

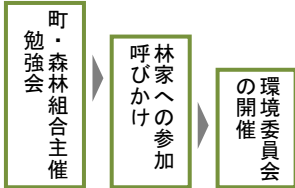
③原発事故による森林整備や林業生産活動の停滞を抑制するために、福島県内の各自治体が一体的に推進している「ふくしま森林再生事業」の一環として、平成26年度は約7haの森林を対象に、間伐の事業計画作成と施業を行う。

■ 栲原町（高知県）の先進的な取組み事例

98.11

県主催 制度の勉強会

99.2~



林家 93 人の同意 (1260ha)
+ 国県町有林 (990ha)
+ 製材工場 2 社

99.12

FSC 認証申請
・ 森林管理認証 (FM)
・ 加工・流通認証 (COC)

00.5

現地審査

00.10

認証取得 (日本初)

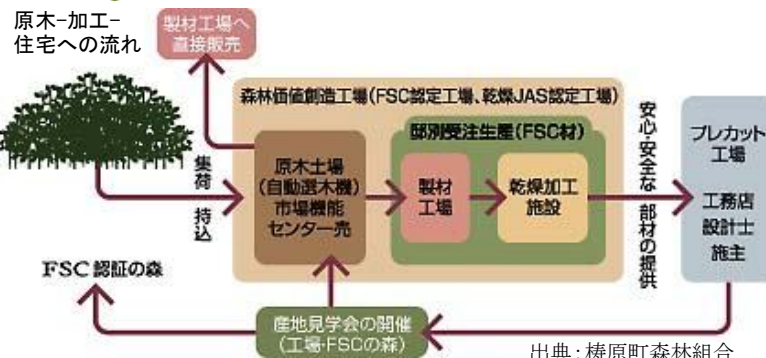
01.1

認証商品の販売開始
(スノコ/ラック等)

【町/森林組合の主な取組み】

- * 山の民としての森林づくり
- * 栲原町水源地域森林整備交付金事業
- * 町産材利用促進事業
- * 協働の森づくり事業
- * 木質ペレット製造
- * 農林業研修制度森林組合
- * 顔の見える家づくり
 - ・ 伐採祈願祭見学ツアー
 - ・ 森林のデータ管理

資料：*A



出典：栲原町森林組合



木造の高知県栲原町庁舎
FSC 認証の町産材を使用

出典：栲原町 HP

高知県栲原町に住んでみる

森を生かす国際認証

昨年12月の日曜日、町の北寄りにある越知面地区の森で、栲原町森林組合と高知県須崎市の矢野工務店が主催する伐採祈願祭が行われた。参加したのは栲原の木材を使って家を建てる3組の家族だ。まず組合職員が森への感謝と工事の安全を祈る。家族それぞれが木に声をかけ、職員がチェーンソーで切った株に横をさして記念撮影。森林価値創造工場をつなぐ製材工場



自宅用に切り出された木の切り株を見る新婚夫婦 (栲原町越知面) 写真 高谷隆

環境配慮で林業後押し

木材の加工工程を見学した。母親と一緒に参加した新婚夫婦は「いい経験になりました」とうれしそうに話す。栲原町の面積の91%は森林だ。集落は周囲をめぐり山に囲まれ、杉やヒノキがびっしりと植えられている。だがこんな風景が見られるようになったのは戦後のこと。古老たちに聞くところ、山は草と雑木に覆われていた。春になると山を焼き、山菜をとり屋根をふくカサや肥料にする草を刈った。焼き畑をつくり雑穀や小豆を植えた。「コソウやミツマタも栽培した。材が高

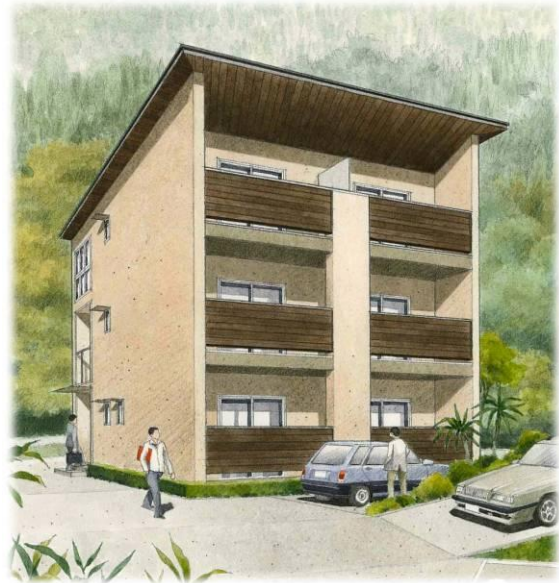
は適切な管理が欠かせない。町は風力発電の利益の一部を使い、間伐をすすめてきた。一方で森は伐採期を迎えた木が出番待っている。どうすれば林業を活性化できるか。考え付いたのが、地球環境に配慮し管理をしている森林に与えられるFSC(森林管理協議会)の国際認証をとることだ。「21世紀は環境の世紀といわれたい。自然を大切にしたい。ブランドは消費者に訴求力があると思った」と中越組合

出典：「日経新聞」2014.2.1

資料*A：栗栖祐子「奥地における森林・林業を軸とした新たな地域づくり」『2001 農林漁業統計』農林中央金庫、2002.3

●町産材を活用した木造建築物の建築促進

- ①木材需要の飛躍的な拡大が見込まれる CLT（直交集成材）の普及促進を行う。広報やホームページ等により、製材業者や建築関連企業に対して、日本 CLT 協会や登録認定機関（日本合板検査会等）による講習会等への参加を呼びかけ、CLT に関する知識や技術の普及に努める。さらに、当認定機関の資格取得に関する勉強会を開催し、古殿産 CLT の製造、建築を目指す。
- ②公共建築物を新築・改築する場合または建築内の建具や家具を設置する場合は町産材を利用し、木造木質化を積極的に推進する。とくに、古殿産 CLT が実現した場合には、比較的規模の大きい体育館や公営住宅等での CRT の利用を推進する。
- ③一定の町産材を利用して住宅を新築または増築する場合に補助金を交付する。



銘建設工業による CLT を使用した集合住宅の完成予想図
(高知県大豊町 建築基準法特認による国内初の事例)
出典：日本 CLT 協会

CLT 普及のロードマップ



CLT（直行集成板）
日本農林規格（JAS）として平成 26 年 1 月施行され、登録認定機関による製造業者等の認定のための取組みが始まった。

出典：「持続可能な地域資源の活用による中山間振興プロジェクトの提案」高知県、2013

古殿町 木材住宅建築支援の概要

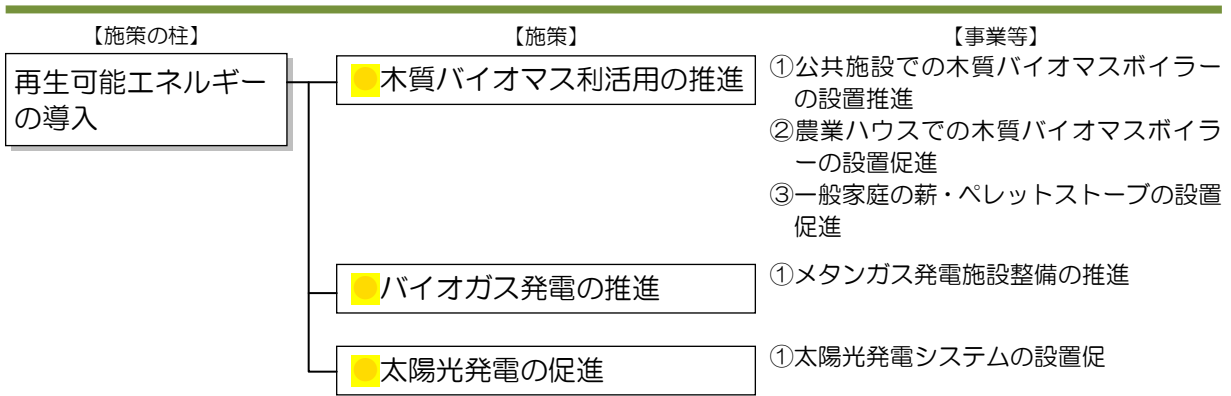
| | |
|-----|--|
| 補助額 | 新築 50 万円、増築 30 万円 |
| 要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅専用の住宅または店舗または事務所等との併用住宅であること 2. 新築または増築の延床面積が 33 ㎡以上であること 3. 町産材使用が新築で 10 ㎡、増築で 5 ㎡以上であること 4. 町内の建築業者が施工すること |

●町産材を活用した地域ブランド化の推進

- ①FSC 認証を見据えた古殿産のスギのブランド化、高付加価値等を図るための試験や市場調査等を行う。
- ②間伐材を活用したノベルティグッズなどの商品開発事業を推進する。



南三陸町のスギ間伐材を使用した製品の例
出典：フロンティアジャパン HP



・現在進めている木質バイオマスの利活用を積極的に進めるとともに、バイオガス発電や太陽光発電に係る取組みなど幅広い再生可能エネルギーの導入を展開していく。

木質バイオマス利活用の推進

- ①役場や町民温泉プール、小学校などでの木質バイオマスボイラーへの更新を推進する。
- ②農業ハウスでの温室暖房用に薪・ペレットストーブを設置するための補助を行うとともに、バイオマスボイラーの導入を促進する。

- ③一般家庭での薪・ペレットストーブの設置補助を行う。

古殿町 薪・ペレットストーブ設置補助の概要

| | |
|------|-----------------------|
| 対象者 | 町内に住所を有する個人、団体、法人 |
| 補助額 | 設置費用の2分の1とし、5万円を上限とする |
| 対象設備 | 薪ストーブ、ペレットストーブ |



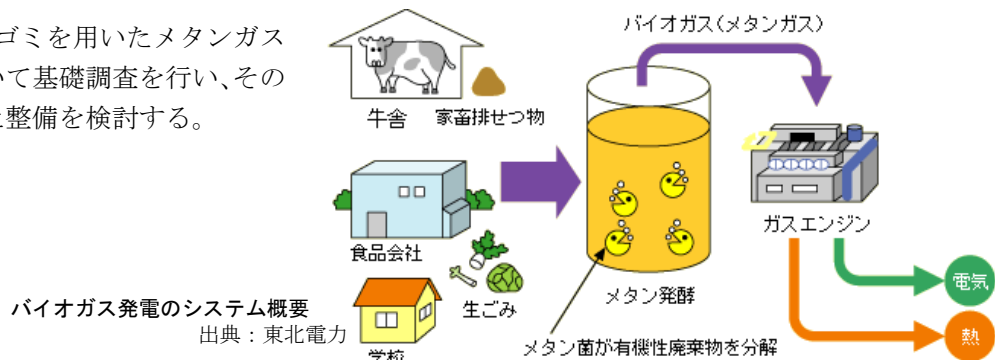
薪・ペレットストーブ



ペレットボイラー

バイオガス発電の推進

- ①下水道汚泥、生ゴミを用いたメタンガス発電施設について基礎調査を行い、その結果を踏まえた整備を検討する。



太陽光発電の促進

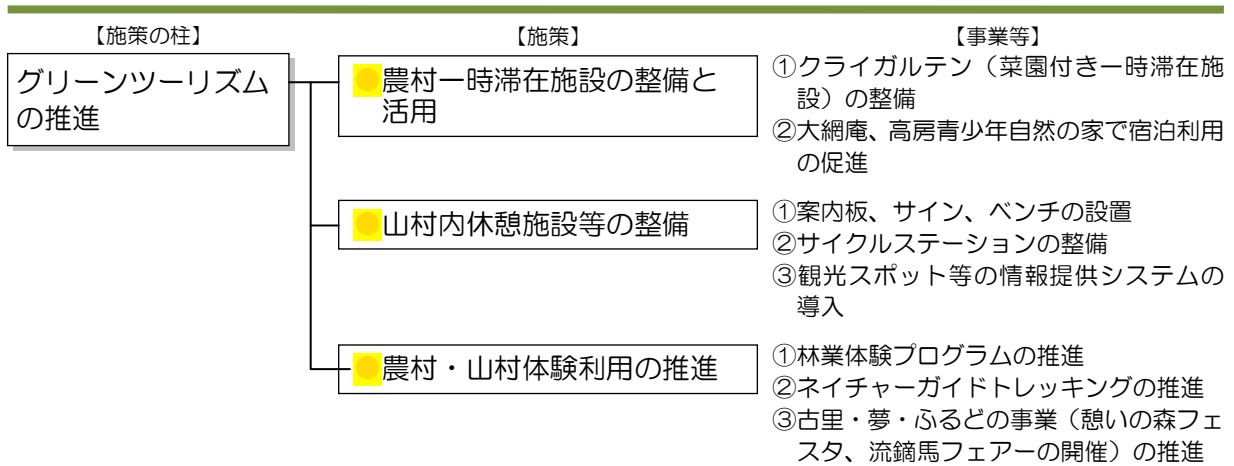
- ①公共施設での太陽光発電を推進するとともに、住宅での太陽光発電システムの設置補助を行う。

古殿町 太陽光発電システム設置補助の概要

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 対象者 | 町内に住所を有し、自ら居住する住宅にシステムを設置する者 |
| 補助額 | 1件につき1キロワットあたり7万円、28万円を上限とする |
| システム要件 | 発電した余剰電気を電力会社へ販売でき、発電電力量の測定機能を備えたもの |



太陽光パネルを設置した住宅（まち中心部）



・古殿の魅力を引き出し体験できるグリーンツーリズムを推進する。
農村に一時的に滞在できる施設の整備と活用、周辺の地域を楽しく快適に歩けるような情報提供、休憩施設やサイン等の整備を行う。
また、農村や山林を体験し学習できるイベント等を推進する。

■ 農村一時滞在施設の整備と活用

①二地域居住の一つの形として全国的な広がりを見せているクライガルテン（菜園付き一時滞在施設）について先行事例の調査を行い、その結果を踏まえた整備を推進する。



ラウベ（宿泊施設）

福島県内の「クライガルテン下郷」の概要

| | |
|------|---|
| 施設 | ・ラウベ（宿泊施設）：延床面積約 30 ㎡（居間、台所、トイレ、脱衣所、浴室、ロフト、テラス） ・クラブハウス：延床面積約 220 ㎡（ロビー、管理室、研修室、調理室等） ・体験農園：利用者と地元支援者との共同そば栽培 |
| 貸出契約 | ・貸出料：年間 40 万円（農地とラウベのセット） ・単年度契約（最長 5 年間延長可） |



全体配置図

出典：* B

②大網庵や高房青少年自然の家での宿泊体験、合宿利用などを、パンフレットやホームページ、観光雑誌を利用して積極的にPRする。また、訪れた人に対する郷土食材の提供や出張クッキングをするための体制を整備する。さらに、町出身の料理研究者によるクッキングイベントの開催を図る。



例えば大網庵に家族で宿泊



例えば高房青少年自然の家にクラブで合宿

●山村内休憩施設等の整備

- ①越代のサクラ、鎌倉岳、三株高原、大風川溪谷などの観光資源について、案内板やサイン（方向表示）、ベンチ、木陰等の設置や改修、整序を推進する。
- ②ふるどの自転車ロードレースの開催地、越代のサクラ附近において、自転車利用者が休憩する、あるいは自転車をレンタルするためのサイクルステーションの整備を検討する。
- ③観光施設を訪れた人が、スマートフォン等を利用して、その場所の情報が得られる情報提供システムの構築を図る。



バラバラな印象のするサイン（三株山）
 「福島の山々」<http://yamayama.jp/>

●農村・山村体験利用の推進

- ①地元林家と連携し、芝刈り、伐採、薪割りなどの林業体験プログラムを作成し、体験利用を促進する。
- ②遊歩道が整備されている大風川溪谷、三株山、鎌倉岳等において、福島県もりの案内人やNPO団体等と連携したネイチャーガイドトレッキングを推進する。
- ③憩いの森フェスタ、流鏝馬フェアの開催を推進する。



公募による町内薪割りツアーの様子



例えば鎌倉岳のトレッキングコースで・・・



ガイド（図は県認定NPO団体「福島県もりの案内人」）
 出典：県HP



郷土食材提供

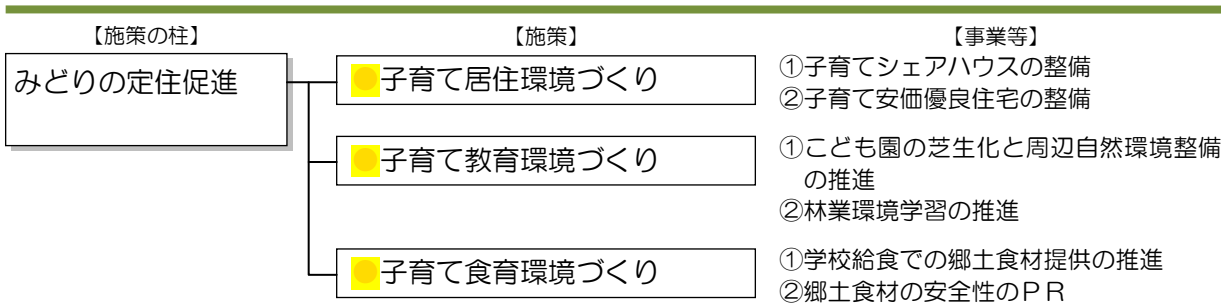


地元料理研究者による地産地消の講演会
 出典＊C



地元の方が出張クッキング
 出典＊B

出典＊B：ふくしま自治研修センターHP「ふくしま地域化セミナー」議事録、財団法人都市農山村交流活性化機構
 出典＊C：野崎洋光HP



・地元に住み続けたい、田舎暮らしをしたい子育て世代の若者が、安心して快適に暮らせる生活環境を提供する。自然の恵みを生かした古殿らしい魅力のある居住環境、教育環境、食育環境の提供を図る。

■子育て居住環境づくり

①母子・父子家庭が子育てしやすい環境で暮らせる住宅の整備を推進する。公営住宅の空き住戸を子育てなどの交流スペースとして活用し、ご近所の方や古殿町ファミリーサポートセンターによる、子ども一時預かりサービスを利用できるようにする。また、民間の空き家を借上げまたは買い上げるなどして、子育てシェアハウスとしての活用を検討する。

サービス例：古殿町ファミリーサポートセンター（概要）

| | |
|--------|---|
| 会員の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・預かり会員：子育てをお手伝いしたい方。 ・お願い会員：子育てをお手伝いしてほしい方。 ・両方会員 |
| 主な援助内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所/幼稚園の保育開始時間まで子どもを預かる ・保育所/幼稚園の保育終了後子どもを預かる ・保育所/幼稚園・小学校まで子どもの送迎を行う ・学校の放課後、子どもを預かる ・育児者のリフレッシュしたいとき ・その他、仕事と育児の両立のために必要な援助 |

ひとり親世帯も安心

共用スペースを子育てに使うシェアハウスのイメージ

子育てなど交流スペースに活用

近所で一時預かり/シッター

**ともに子育て
シェアハウス**

シェアハウス子育てもシニア層が共有するシェアハウスで、東京都内で出始めた。既卒の時期を待たずに子育て世代の住民の力を借りるなど、子育てしやすい環境を作り出す。

最近注目を浴びている子育てシェアハウス

出典：「日経新聞」2014.2.5

②夫婦が子育てしやすい快適な環境で暮らせる住宅の整備を推進する。宅地の提供にあたっては、愛宕団地の跡地を活用し、宅地造成を行う。住宅建設にあたっては、居住者に対し安価で優良な住宅を提供できよう、住宅整備に関する補助制度を整理したメニューを用意しておく。メニューは、賃貸共同住宅、戸建て分譲住宅など 居住者の意向に対応できるものとする。また、跡地は豊かな緑で囲まれた場所にあるので、その魅力を十分に生かせるような制度の活用と町産木材の利用を行う。

Menu例：地域優良賃貸住宅制度（概要）

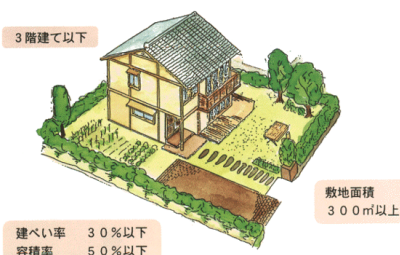
| | |
|------|---|
| 対象地域 | ・地域住宅計画に定める地域内 |
| 事業要件 | ・5戸以上/25㎡以上/耐火準耐火/台所・WC・浴室・洗面・収納等 |
| 入居要件 | ・小学校卒業前の子供がいる世帯、高齢者等で一定所得以下 |
| 支援措置 | 1 住宅供給の整備に対する助成 ・民間：整備費×1/6(国/地方) ・公共：整備費×45%(国) 2 家賃低廉化のための助成 ・認定家賃-入居者家賃=助成額(max4万円：国/地方) |



子育て世帯向けとして建てられた飛石地域優良賃貸住宅 出典：宇宙日報HP

Menu例：優良田園住宅制度（概要）

| | |
|------|--|
| 対象地域 | ・農村地域など良好な自然環境を形成している地域 |
| 事業要件 | ・戸建て住宅/敷地面積330㎡以上/建蔽率30%容積率50%以下/3階建以下等 |
| 支援措置 | 1 建設促進の配慮 ・農用地除外、開発許可等迅速化 2 税制上の措置 ・固定資産税の減額(3年間1/2) ・不動産取得税の控除(1200万円) 3 住宅ローンの配慮 ・2戸目取得でも[フラット35]利用可 |



優良田園住宅のイメージ 出典：国交省HP

●子育て教育環境づくり

①ふるどのこども園の園庭と隣接斜面の緑化を行う。園庭は全面芝生化、隣接斜面は花木の植栽を行う。

②小学校と中学校において、林家や炭火職人と連携し、林業体験、炭焼体験、木工教室、森林観察などの林業環境学習を推進する。



木材をふんだんに使ったふるどのこども園の園舎内部の様子



芝生化する園庭と花木植栽をする斜面の様子



地元小学校による林業体験の様子

●子育て食育環境づくり

①鮫川村学校給食センターが実施している「旬菜旬食」「地産地消」を重視した『食』と『農』の結びつきを身近に感じる学校給食を推進する。また、文科省がモデル事業として平成26年度から行う「スーパー食育スクール」の成果を踏まえ食育のさらなる充実化を図る。

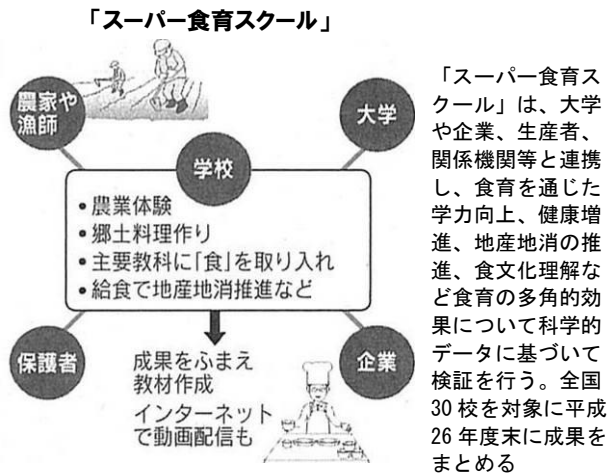
②放射能汚染のない郷土食材の安全性について、町出身の料理研究家の講演、非破壊放射能測定の実演、パンフレットやホームページによる情報提供を行い、積極的にPRする。

「旬菜旬食」「地産地消」の学校給食



平成25年度

| 日付 | 献立 | 赤の食材 | |
|--------|--|---------|-----|
| | | 血やにくになる | |
| 11 (月) | <地産産物活用週間 11日~15日> ごはん 牛乳 ぎせいとうふ ごぼうと赤と緑のみそ炒め ぜんいたっぷりみそスープ ☆カルシウムたっぷり献立☆ | 牛乳 | とうふ |
| 12 (火) | ごはん 牛乳 ぶた肉のえごまみそ焼き ☆野菜たっぷりおからいり 野菜のみそ汁 ミニトマト | 牛乳 | ぶた肉 |
| 13 (水) | ごはん 牛乳 さばのみそ煮 いりとうふ こづゆ みかん | 牛乳 | さば |
| 14 (木) | 米粉パン 牛乳 とんかつ かぼちゃサラダ 卵スープ ミニトマト ヨーグルト(中学のみ) | 牛乳 | さば |
| 15 (金) | 玄米ごはん 牛乳 とり肉のまめみそ焼き 大根サラダ マーボーとうふ ↓りんご | 牛乳 | さば |



「スーパー食育スクール」の成果を踏まえて古殿の食育を充実化 出典：「日経新聞」2014. 3. 13



農林水産省生産局長賞・審査委員特別賞の受賞実績を生かし、郷土の学校給食を推進する 出典：農林水産省 HP

食の安全性PR



例えば、地元料理研究家の講演や非破壊放射能測定の実演による安全性PR 出典：(左)前掲* C (右)東北大学 HP

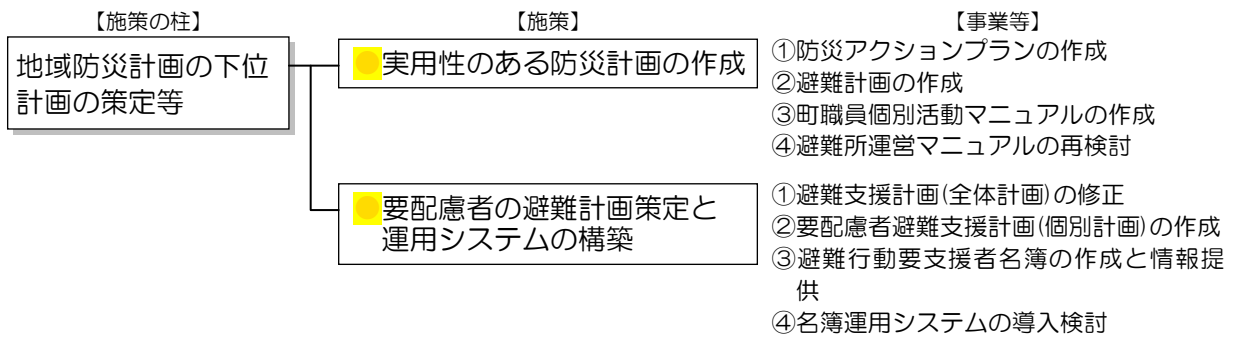


学びたくなる教育・食育環境の実現

■ II 自然を活かしたふるさと産業・生活魅力づくり 事業配置一覧案

| 施策の柱 | 施策 | 事業等 | H26 事業 |
|-------------------------------------|---------------------|-----------------------------|-----------|
| 林業の振興 | ●森林の再生 | ①国際森林認証（F S C：森林管理協議会）の取得推進 | |
| | | ②千年の森育成事業 | ○ |
| | | ③ふくしま森林再生事業 | ○ |
| | ●町産材を利用した木造建築物の建築促進 | ①最新建築構造木材（C L T）の普及促進 | |
| | | ②公共建築物での町産材の積極的活用 | |
| | | ③木造住宅の建築補助 | ○ |
| ●町産材を活用した地域ブランド化の推進 | ①古殿材ブランド化基礎調査 | ○ | |
| | ②間伐材を活用した商品開発 | ○ | |
| 再生可能エネルギーの導入 | ●木質バイオマス活用推進 | ①公共施設での木質バイオマスボイラーの設置推進 | |
| | | ②農業ハウスでの木質バイオマスボイラーの設置促進 | |
| | | ③一般家庭の薪・ペレットストーブの設置促進 | |
| | ●バイオガス発電の推進 | ①メタンガス発電施設整備の推進 | ○ |
| ●太陽光発電の促進 | ①太陽光発電システムの設置促進 | ○ | |
| グリーンツーリズムの推進 | ●農村一時滞在施設の整備と活用 | ①クライガルテン（菜園付き一時滞在施設）の整備 | |
| | | ②大網庵、高房青少年自然の家で宿泊利用の促進 | |
| | ●山村内休憩施設等の整備 | ①案内板、サイン、ベンチの設置 | |
| | | ②サイクルステーションの整備 | |
| | | ③観光スポット等の情報提供システムの導入 | |
| | ●農村・山村体験利用の推進 | ①林業体験プログラムの推進 | |
| ②ネイチャーガイドトレッキングの推進 | | | |
| ③古里・夢・ふるどの事業（憩いの森フェスタ、流鏝馬フェアの開催）の推進 | | ○ | |
| みどりの定住促進 | ●子育て居住環境づくり | ①子育てシェアハウスの整備 | |
| | | ②子育て安価優良住宅の整備（旧愛宕団地） | ○ |
| | ●子育て教育環境づくり | ①こども園の芝生化と周辺自然環境整備の推進 | ○ |
| | | ②林業環境学習の推進 | ○ |
| | ●子育て食育環境づくり | ①学校給食での郷土食材提供の推進 | |
| | | ②郷土食材の安全性のPR | |

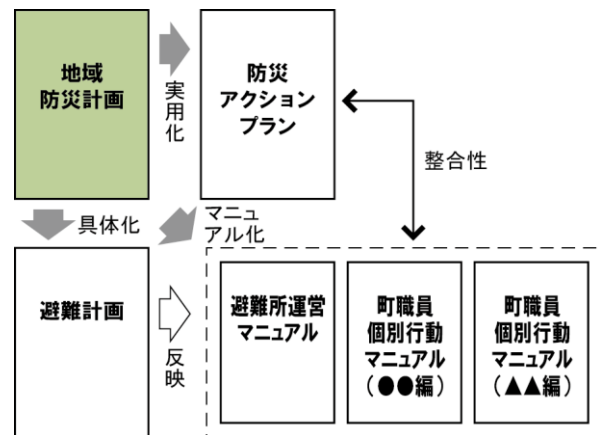
Ⅲ 暮らしを守る防災力づくり



- ・町職員が的確かつ迅速な災害対応活動が行えるよう、実用性のある総合的な防災計画や避難に係る計画の策定を推進する。要配慮者の避難については、平成26年4月に全面施行される改正災害対策基本法に定める「避難行動要支援者名簿」の作成と運用に重点をおいて施策を推進する。

● 実用性のある防災計画の作成

- ①総合的な体系をもつ防災対策を、実用性をもって、長期的・計画的に推進するための「防災アクションプラン」を作成する。
- ②避難誘導方法、避難所の設置・運営、要配慮者に対する救護措置などを具体的に定めた「避難計画」を作成する。
- ③町の各職員が災害時に対応すべき行動を詳細に示す「町職員個別行動マニュアル」を作成する。
- ④既存の「避難所運営マニュアル」について、地域防災計画の修正を踏まえて再検討を行う。



地域防災計画を基に各種の計画やマニュアルを作成する

● 要配慮者の避難計画策定と運用システムの導入検討

- ①既存の「避難支援計画(全体計画)」について、地域防災計画の修正を踏まえて修正を行う。
- ②一人ひとりの具体的な支援策をまとめる「要配慮者支援計画(個別計画)」を作成する。
- ③避難行動要支援者名簿を作成し、「避難支援等関係者」に名簿情報を提供する。とくに、自主防災組織、行政区、集落などの各単位で名簿活用を推進し、安否確認や声かけ、避難誘導など極め細かな対応ができるようにする。

- ④名簿とリンクして、一人ひとりの所在を一目瞭然に地図表示できるシステムの導入を検討する。



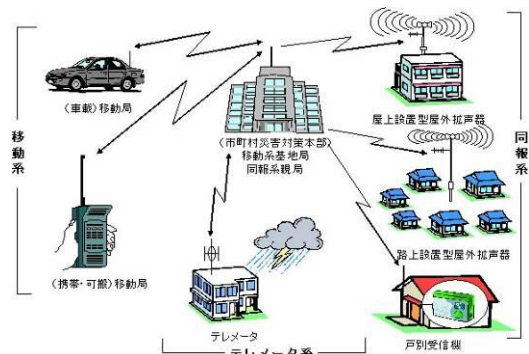
避難行動要支援者名簿運用システムのイメージ

| 【施策の柱】 | 【施策】 | 【事業等】 |
|-----------|------------|---|
| 情報伝達体制の強化 | 防災行政無線の整備 | ①防災行政無線のデジタル化 ②同報系の耐震化 ③戸別受信機の設置推進 ④非常用電源設備の設置 |
| | その他の通信網の整備 | ①J-ALERT システムの維持管理 ②臨時通信手段の拡充 ③地域での情報伝達体制の整備 |
| | 伝達手段の周知徹底 | ①町職員の情報伝達方法の習熟と伝達訓練 ②住民への情報伝達方法の周知 |

・ 町民に対して防災や災害に関する情報を的確に伝達できるよう、より災害に強い防災行政無線の整備、衛星を活用した通信手段の確保、地域単位の情報伝達体制の整備を行うとともに、職員を含む町民全体に対する情報伝達手段の周知徹底を図る。

■ 防災行政無線の整備

- ①複数チャンネル化や画像通信等が可能な、防災行政無線のデジタル化を推進する。
- ②同報系の防災行政無線については、地震時に倒壊しないよう耐震化を推進する。
- ③設置が完了した個別受信機については、住民の転入出に応じて設置・撤去を行う。
- ④停電時に備え、非常用電源設備の設置を推進する。



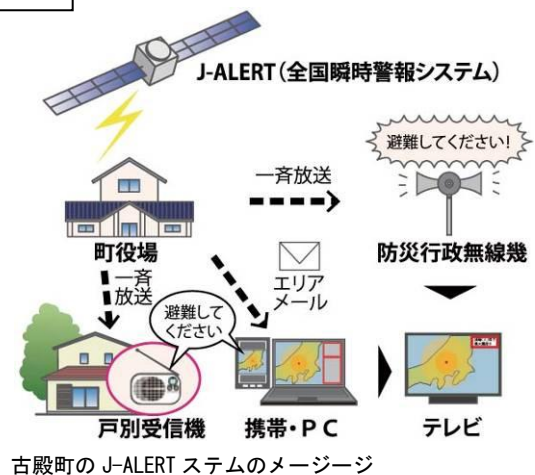
一般的な防災行政無線システムのイメージ
出典：総務省九州総合通信局 HP

● その他の通信網の整備

- ①J-ALERT システム（全国瞬時警報システム）の維持と管理を推進する。
- ②衛星通信電話など、臨時通信手段の拡充に努める。
- ③各行政区や集落単位で、消防団や自主防災組織が巡回や声かけをする情報伝達体制を整備する。



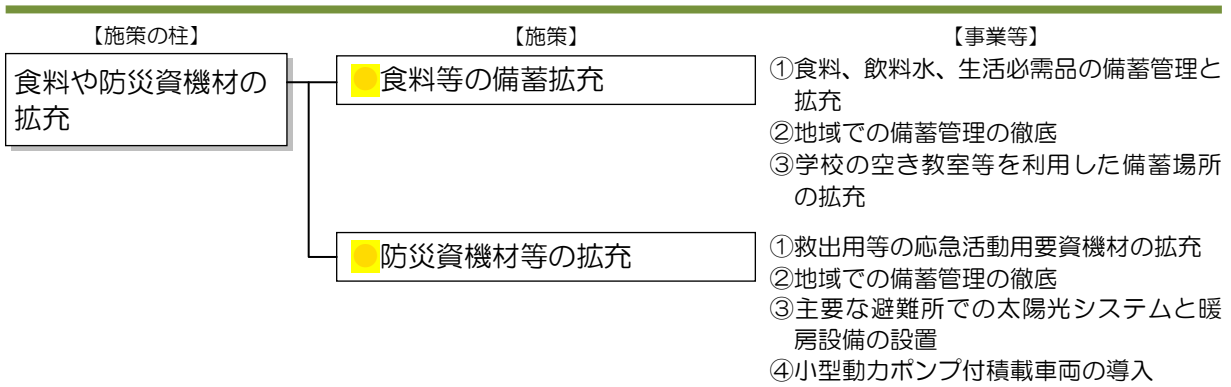
町が所有する衛星携帯電話
出典：福島民報HP、2011. 10. 16



古殿町の J-ALERT システムのイメージ

● 伝達手段の周知徹底

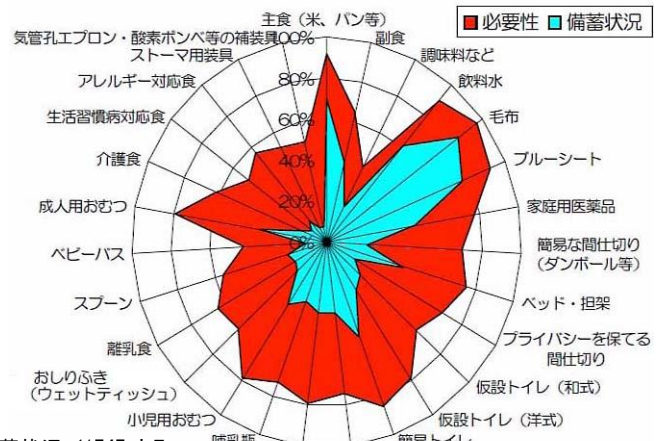
- ①町職員個別行動マニュアルをもとに、情報伝達手段の講習や勉強会を行うとともに様々な事態を想定した伝達訓練を行う。
- ②住民への情報伝達の方法について、防災マップや広報を通じて周知徹底をする。



・避難所等での防災倉庫の設置を必要に応じて行うとともに、食料や生活必需品、防災資機材の維持管理を継続して行う。また、避難所等での停電にも対応できる設備の設置を推進する。

食料等の備蓄拡充

- ①指定避難所、一時避難所、福祉避難所、避難場所における食料、飲料水、生活必需品の備蓄管理に努めるとともに、東日本大震災等の教訓を踏まえ、不足していると考えられる備蓄品を調査し拡充を行う。
- ②周辺地域の一時避難所では、土砂災害等による孤立化に備え、徹底した備蓄管理を行う。
- ③備蓄品の保管場所が不足した場合、学校の空き教室、廃校となった学校の教室等を利用する。



備蓄品の必要性と備蓄状況(1747市町村を対象にしたアンケート調査結果)
女性用品、乳幼児用品、高齢者等の介護食を備蓄している割合が低い

出典：「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査結果」全国知事会、2008.12

防災資機材等の拡充

- ①上記の備蓄品のほか、救出活動に必要なエンジンカッター、発電機、投光機など応急活動用資機材の拡充を行う
- ②周辺地域の一時避難所では、土砂災害等による孤立に備え、徹底した資機材管理を行う。
- ③避難者の収容規模が大きく長期避難が可能な公民館(町民勤労者体育センター)と町民第1体育館については、冬季の避難に備え、太陽光発電システムや暖房設備の設置を行う。



防災資機材：折りたたみ式リヤカーと災害救助工具セット

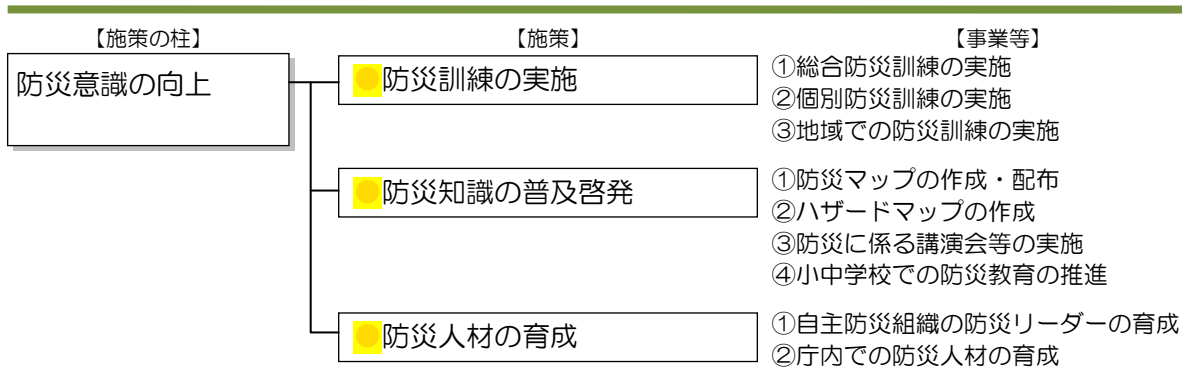
出典：「防災情報新聞」HP

- ④山火事に備え、小型動力ポンプ付積載車両を導入する。



震災当時の町民勤労者体育センターの避難生活の様子。暖房設備がなく避難者に寒い思いさせた。

出典：「Weekly/湯ノ岳山麓写真館」(ブログ HP)



・総合防災訓練をはじめ、消火訓練、避難所設置運営訓練などの個別防災訓練の定期的な開催、防災マップ配布による避難行動や危険箇所の周知徹底、防災人材の育成を行う。集落が散在する本町にとっては「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の取組みが極めて重要であるため、地域単位での防災訓練、自主防災組織における防災リーダーの育成を積極的に推進する。

■ 防災訓練の実施

- ①大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、消防団、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民の参加のもと、総合的な防災訓練を実施する。
- ②職員動員訓練、災害対策本部設置訓練、土砂災害防災訓練、消火訓練、避難所設置運営訓練などの個別防災訓練を実施する。とくに、宿泊型の避難所設置運営訓練は、全国的な広がりを見せており、家族ぐるみの参加による宿泊体験や仮設トイレの設営、炊き出しなど、参加者一人ひとりが創意工夫をしてリアルな体験を得られ、防災への関心喚起、防災意識の向上に極めて有効であることから積極的に行う。

③各行政区や集落単位での防災訓練を定期的に行い、災害対応を自ら行える体制づくりを進める。



町内での山火事を想定した消火訓練の様子

- 避難所設置運営訓練のメニュー例
- ・一時避難所への誘導
- ・一時避難所から指定避難所への誘導
- ・要援護者の避難誘導
- ・避難所名簿の作成（受付）
- ・避難状況等の情報提供
- ・避難所の設置（シート張り/間仕切り壁の設置）
- ・地域の被害状況の収集イメージ訓練
- ・防災学習
- ・傷病者の救護訓練
- ・資材の搬入・設置（仮設トイレ、かまど、対策本部等）
- ・炊き出し
- ・食事
- ・宿泊（布団、毛布、寝袋等）



宿泊型の避難所訓練の様子



出典：朝日新聞、2013.2.23

●防災知識の普及啓発

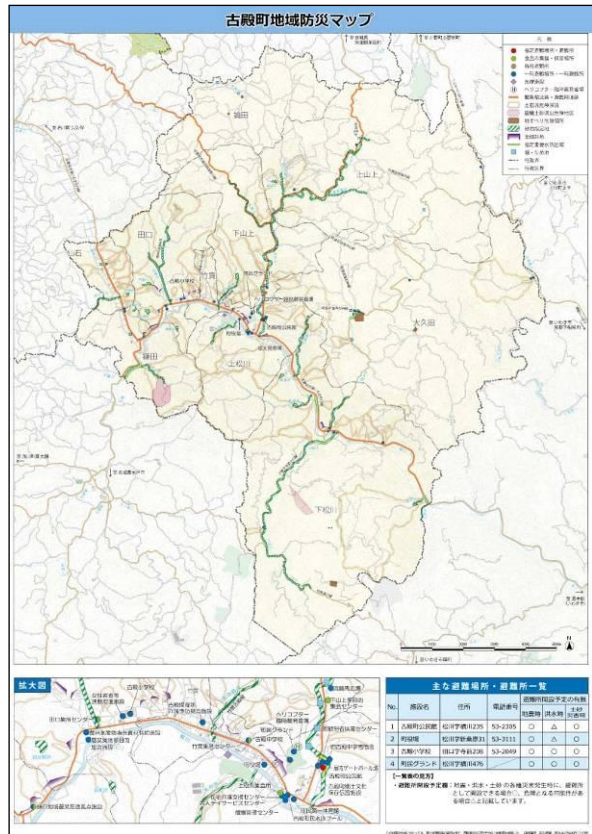
- ①土砂災害の危険箇所や指定避難所の位置、災害時の備え等を表す防災マップを作成し、町民へ配布する。
- ②鮫川等が氾濫した場合の浸水予想区域を示す洪水ハザードマップ、地震の揺れやすさや地域の危険度を表す地震ハザードマップを作成し町民へ配布する。
- ③防災に関する専門家、防災士、被災経験のある自治体職員や住民などによる講演会やフォーラムを開催する
- ④小中学校においては、避難訓練、大規模災害の歴史、想定される地震、日常の備え、災害発生時の適切な行動などについて、児童生徒の発育段階に応じて工夫して指導を行う。

東日本大震災から3年・・・ 福島県新地町 被災地から学ぶ防災講演会



■と き 平成26年4月20日(日)
■時 間 午後5時～午後7時30分
 (午後4時30分開場)
■場 所 北中城村中央公民館
■講 師 加藤 憲郎氏
 (被災地復興・社会福祉協議会員)
■入場無料
■お問い合わせ 北中城村役場(総務課) TEL:098-935-2233
 福島県新地町は震災発生約6月から仮設住宅の支援で北中城村YONGSO(ヨリソー)役が定例的に対処している地域です。2011年からの地震で19回の緊急対応の活動が認められ福島県社会福祉協議会から東日本大震災に関する社会福祉功労表彰を受けました。(講演会に合わせて表彰伝達式が執り行われます)

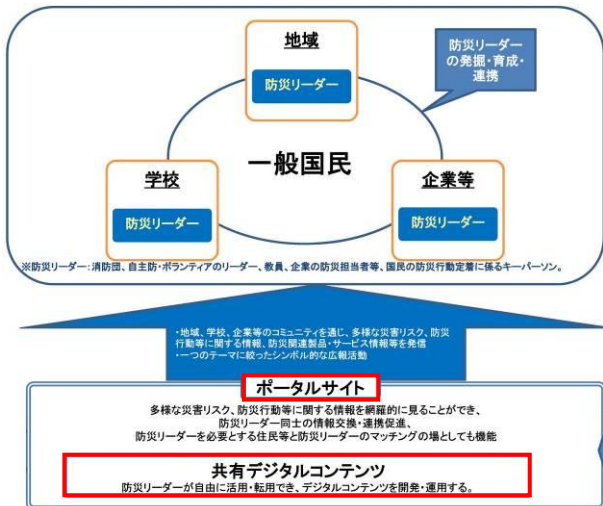
福島県内での防災講演会



古殿町地域防災マップ

●防災人材の育成

- ①平成26年度に開設予定の「防災リーダー育成支援サイト」(内閣府)の閲覧や、日本防災機構による「防災士養成研修講座」、防災講演会・フォーラムの参加を積極的に呼びかけ、各行政区や集落単位で会合を開くなどして、自主防災組織での防災リーダーの育成に努める。
- ②町職員に対して防災訓練や講習会を定期的で開催し、庁内での防災人材の育成を推進する。



育て！防災力

子供向け資格広がる



次代を担う小学生や小中学生向けに、防災に関する啓発活動の動きが自治体などに広がっている。町内会などを母体とする自主防災組織は高齢化が進んでおり、若い世代に防災の知識を身に着けてもらう狙い。実践的な訓練を盛り込んだ養成講座を開くなど各地で工夫が進んでいる。

高学年小学生4人が約3

地域高齢化 担い手に期待

高まる防災リーダーの育成 出典：日経新聞 2013. 12. 9

内閣府の防災リーダー育成の取組みイメージ

- ポータルサイト
 - ・多様な災害リスク、防災行動等に関する情報を網羅的に見ることができ、防災リーダー同士の情報交換・連携促進。
 - ・防災リーダーを必要とする住民等と防災リーダーのマッチングの場としても機能
- 共有デジタルコンテンツ
 - ・防災リーダーが自由に活用・転用でき、デジタルコンテンツを開発・運用する

出典：内閣府HP

■ Ⅲ くらしを守る防災力づくり 事業配置一覧案

| 施策の柱 | 施策 | 事業等 | H26 事業 |
|-------------------------|---|------------------------------|-----------|
| 地域防災計画の 下位計画の策定 等 | ● 実用性のある 防災計画 の作成 | ①防災アクションプランの作成 | |
| | | ②避難計画の作成 | |
| | | ③町職員個別行動マニュアルの作成 | |
| | | ④避難所運営マニュアルの再検討 | |
| | ● 要配慮者の 避難計画策 定と運用シ ステムの構 築 | ①避難支援計画（全体計画）の修正 | |
| | | ②要配慮者避難支援計画（個別計画）の作成 | |
| | | ③避難行動要支援者名簿の作成と情報提供 | |
| | | ④名簿運用システムの導入検討 | |
| 情報伝達体制の 強化 | ● 防災行政無 線の整備 | ①防災行政無線のデジタル化 | |
| | | ②同報系の耐震化 | |
| | | ③戸別受信機の設置推進 | |
| | | ④非常用電源設備の設置 | |
| | ● その他の通 信網の整備 | ①J-ALERTシステムの維持管理 | |
| | | ②臨時通信手段の拡充 | |
| | | ③地域で情報伝達体制の整備 | |
| | ● 伝達手段の 周知徹底 | ①町職員の情報伝達方法の習熟と伝達訓練 | |
| | | ②住民への情報伝達方法の周知 | |
| 食料や防災資機 材の拡充 | ● 食料等の備 蓄拡充 | ①食料、飲料水、生活必需品の備蓄管理と拡充 | |
| | | ②地域での備蓄管理の徹底 | |
| | | ③学校の空き教室等を利用した備蓄場所の拡充 | |
| | ● 防災資機材 等の拡充 | ①救出用等の応急活動用資機材の拡充 | |
| | | ②地域での備蓄管理の徹底 | |
| | | ③主要な指定避難所での太陽光発電システムと暖房設備の設置 | |
| | | ④小型動力ポンプ付積載車両の導入 | ○ |
| | | | |
| 防災意識の向上 | ● 防災訓練の 実施 | ①総合防災訓練の実施 | |
| | | ②個別訓練の実施 | |
| | | ③地域での防災訓練の実施 | |
| | ● 防災知識の 普及啓発 | ①防災マップの作成・配布 | |
| | | ②ハザードマップの作成 | |
| | | ③防災に係る講演会等の実施 | |
| | | ④小中学校での防災教育の推進 | |
| | ● 防災人材の 育成 | ①自主防災組織の防災リーダーの育成 | |
| | | ②庁内での防災人材の育成 | |

古殿町
復興・防災まちづくり事業計画
平成 26 年 3 月

古殿町 復興・防災まちづくり事業計画策定業務

委託：古殿町総務課

〒963-8304 福島県石川郡古殿町松川字桑原 31

Tel.0247-53-3111（代表）

受託：株式会社URリンケージ

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-5-3

日本橋西川ビル 9F

Tel.03-6214-5759（まちづくり計画第二課）